

環政評発第 2012254 号

令和 2 年 12 月 25日

経 済 産 業 大 臣 殿

環 境 大 臣

( 公 印 省 略 )

小安地熱株式会社「かたつむり山発電所（仮称）設置計画

環境影響評価準備書」に係る意見照会について（回答）

令和 2 年 7 月 29 日 付け 20200707 保第 33 号 を も っ て 意 見 を 求 め ら れ た 標  
記 について、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

「かたつむり山発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、小安地熱株式会社が、秋田県湯沢市において、出力 14,990kW の地熱発電所を新設するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

本事業の対象事業実施区域は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された栗駒国定公園の第 3 種特別地域に位置しており、対象事業実施区域周辺の皆瀬川沿いには大噴湯、小安峡温泉といった温泉が存在している。

本事業は、ブナクラス域の自然植生や代償植生の改変を極力抑えた配置の検討や施設の構造・配置の工夫等による景観への影響及び硫化水素による環境影響の低減、管理用道路のルート変更による希少な動植物への影響回避、湯沢市が主催する「湯沢市小安地域地熱資源活用協議会」への参加等による周辺温泉関係者等への事前説明、地域理解促進のための取組の実施等、資源調査段階から、自然環境の保全と地熱開発の調和を図る取組が実施されている。今後も引き続き事業者が適切な環境配慮を実施し、「国立・国定公園内の地熱開発の取扱いについて」（平成 27 年 10 月 2 日環境省自然環境局長通知）の趣旨を踏まえた優良事例となることが期待される。

一方、本事業の実施に伴い解体する既存建物の近傍には住居等が存在するほか、対象事業実施区域及びその周辺には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ等の希少な猛禽類の繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施に当たっては、事業者が実施する様々な環境配慮に加えて、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### （1）事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査及び環境監視により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置については、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書に取りまとめ、公表すること。

### （2）国定公園における優良事例の形成について

本事業は、自然公園法に基づき指定された栗駒国定公園の第 3 種特別地域に位置していることから、「国立・国定公園内の地熱開発の取扱いについて」の趣旨に沿った自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られた優良事例となるよう引き続き秋田県と十分に調整し、取組を講ずること。

### (3) 補充井に関する環境配慮について

施設供用後、生産井又は還元井の機能が低下した場合には、新規掘削が必要となる可能性があることから、それに伴う環境影響が懸念される。したがって、生産井及び還元井については、できる限り長く井戸の安定的な利用を維持し、新規掘削を最小限にするとともに、新規掘削に伴う環境への影響を回避又は極力低減すること。

## 2. 各論

### (1) 建設機械の稼働に係る騒音及び振動による影響

本事業の実施に伴う既存建物の解体工事が実施される時期において、対象事業実施区域の近傍に存在する一部の住居等における騒音及び振動の予測値が現況よりも大きく増加することとなっている。このため、防音シートの設置や低騒音・振動型の建設機械を使用する等の環境保全措置を確実に実施するとともに、より騒音・振動の発生を低減できる工法の採用を検討することにより、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。

### (2) 温泉に係る影響

対象事業実施区域の周辺には温泉が位置しているが、本事業の実施による地熱発電に用いる蒸気・熱水と温泉との関係については、十分に解明されていない点もある。このため、温泉への影響の有無の確認方法を明確にし、温泉の温度・湧出量・成分に関する環境監視を継続的に実施すること。また、環境監視の結果、本事業の実施による温泉への影響が確認された場合には、影響を回避する適切な措置を講ずること。

なお、環境監視の結果については、地元関係者に定期的に情報提供するとともに、本事業の実施による影響が確認された場合の対応について地元関係者と協議し認識の共有を図ること。

### (3) 動物に対する影響

ア 対象事業実施区域の周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの繁殖が確認されており、当該区域の近隣でクマタカが営巣している場合、営巣期に本事業に係る工事を実施する際には、重大な影響が懸念される。このため、事後調査によりクマタカの繁殖状況について確認を行うとともに、営巣期における高利用域での工事の実施については、専門家の意見を踏まえ、工事時期の調整及びコンディショニング等の環境保全措置を適切に実施し、クマタカの繁殖への影響を十分に低減すること。また、工事の実施によるクマタカの繁殖への影響について、適切に事後調査を行い、クマタカの繁殖に重大な影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 一部の坑井掘削及びトンネル掘削については夜間も工事が実施されることから、これら夜間工事の実施による動物への影響について、専門家へ意見を聴取するとともに、夜間照明や工事騒音による影響を最小化するための環境保全措置を確実に講ずることにより、夜間工事に伴う動物への影響を回避又は極力低減すること。